

社会福祉法人敬愛互助会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬愛互助会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金、退任慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行にともない発生する交通費、旅費（宿泊日を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。また、非常勤の役員に対し、長期にわたり功績が顕著である者が退任する場合は評議員会の決議により退任慰労金を支給することができる。

- (1) 常勤の理事 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬、退任慰労金
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会で決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
 - (2) 賞与、退職慰労金については別表第2に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬、退任慰労金の額は別表第3に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬、賞与 職員給与規程に準ずる日
 - (2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後1か月以内
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務を行った翌月の職員給与規程に準ずる日に支給する。
 - 3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日、土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50円未満の端数についてはこれを切り捨てる。
- (2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成 29 年 6 月 29 日より施行する。
- 2 理事会・評議員会・監事監査の開催費用規定並びに役員報酬規定は廃止する。
- 3 別表第 1（常勤の理事の報酬）、別表第 2（常勤の理事の賞与、退職慰労金）の額については常勤の理事長、業務執行理事及び施設長以外の理事の選任があった時に定めるものとする。

附則（第 4 条）

この規程は、平成 30 年 6 月 14 日から施行する。

別表第 1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額	
理事長	月額	円
業務執行理事	月額	円
理事	月額	円

別表第 2（常勤の理事の賞与、退職慰労金）

賞与	報酬月額×職員賞与に準ずる率
退職慰労金	最終報酬月額×在任年数×係数

別表第 3（非常勤役員の報酬、退任慰労金）

<理事>

理事会等の出席他、法人・施設業務のため出勤 日額 20,000 円迄
退任慰労金 10 年以上の期間の役員で功績顕著な者に支給
20,000 円×年数で算出した額

<監事>

監事監査等の出席他、法人・施設業務のため出勤 日額 10,000 円
退任慰労金 10 年以上の期間の役員で功績顕著な者に支給
20,000 円×年数で算出した額

別表第 4（評議員の報酬）

<評議員>

評議員会等の出席他、法人・施設業務のため出勤 日額 10,000 円